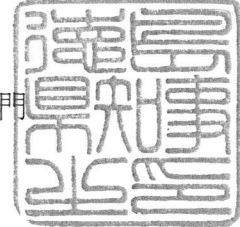


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 徳島県徳島市不動西町二丁目1558番地の1

氏名 キカワ鋼業株式会社
代表取締役 木川 栄二廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成30年2月16日

許可の有効年月日 平成34年12月14日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず, 鋳さい

(以上8種類, 特別管理産業廃棄物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き, 自動車等破砕物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年12月15日	新規許可	平成20年2月1日	更新許可
平成9年12月15日	更新許可	平成25年1月11日	更新許可
平成14年12月15日	更新許可	平成29年2月7日	変更許可 (鋳さいの追加)
平成15年3月20日	変更許可	平成30年2月16日	更新許可

(燃え殻, 汚泥, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ばいじん, 自動車等破砕物の追加)
平成19年12月14日 変更届出
(燃え殻, 汚泥, ばいじんの廃止)

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無